

横浜第2合同庁舎の入退館方法について

当庁舎では、平成22年4月1日より、IC扉による入退館システムの運用を開始いたしました。

一般来庁者の方は、入館受付にて用務先を告げ、用務先ごとの入館証の貸与を受け、ゲート脇扉より入館できます。

なお、入館証はゲート脇扉を通過する都度、貸与・返却を行います。

入退館の際は、庁舎警備員の指示に従っていただきますよう、お願いいたします。

来庁者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。